

令和4年度児童相談所SNS相談体制構築事業業務委託

一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行うので、公告します。

令和4年6月2日

奈良県知事 荒井 正吾

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名及び数量
- (2) 令和4年度児童相談所SNS相談体制構築事業 一式
- (2) 契約期間
契約締結日から令和5年3月31日
- (3) 履行場所
奈良県内
- (4) その他
委託業務の詳細については、「令和4年度児童相談所SNS相談体制構築事業業務委託仕様書」による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、主たる営業種目：役務の提供、Q7諸サービスで⑮その他サービスに関する登録をしている者であること。（ただし、参加申込書の提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (3) 入札参加申込書の提出期限において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札停止の期間中でない者であること。
- (4) 過去3年間に電話・メール・SNS等で、地域における家庭や児童からの相談支援の実績を有すること。

3 入札方法

- (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした後、所定の場所及び日時に入札すること。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出すること。その場合、入札書には代理人の記名押印すること。
- (3) 入札は、委託業務一式の金額で行う。落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札者は、その投函した入札書と引き換え、変更し、又は取り消すことはできない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 3 階
奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課児童虐待対策係
電話 0742-27-8605 (直通)
- (2) 入札説明書等の交付方法
(1)に示す場所において交付します。
・令和4年度児童相談所SNS相談体制構築事業 業務委託 仕様書
・令和4年度児童相談所SNS相談体制構築事業 業務委託 入札説明書
説明書交付期間は令和4年6月15日(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。)午後5時まで。なお、奈良県HPにも掲載します。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札及び開札の日時並びに場所
令和4年6月23日(木) 午前11時
奈良市登大路町30番地 奈良県庁 6階入札室
- (5) 郵送による入札
入札書は郵便で差し出すことができる。この場合は書留郵便とし、封書の表面に「令和4年度児童相談所SNS相談体制構築事業 業務委託に係る入札書」と朱書きして、令和4年6月21日(火)までに4の(1)の提出先に到達するよう送付すること。
なお、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、ただちに再入札(2回目)を行うことがあるので、初度(1回目)の入札に係る入札書と再入札(2回目)に係る入札書の郵送を認めるものとする。

5 入札保証金及び契約金について

- (1) 入札保証金
奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第4条第1項の規定による。ただし、奈良県契約規則第4条第1項ただし書の各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (2) 契約保証金
契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとする。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則第19条第1項ただし書の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 奈良県契約規則第7条に該当する入札
- (3) 申請書等に虚偽の記載がされた入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者またはその代理人が出席して行うものとする。ただし、4の(5)に該当する場合は、入札執行事務に関係がない職員を立ち合わせてこれを行う場合がある。
- (2) 入札書に記載された金額が、奈良県契約規則第9条の規定により作成された予定価格の

制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った落札者とする。同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札を行うため、入札書は2枚用意すること。なお、再度入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (4) 再度入札によっても予定価格の制限の範囲内による入札がない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約に移行する場合がある。

8 契約書作成の要否等

要する。なお、落札者は遅滞なく契約を締結することとし、契約保証金については、指定する期日までに指定する方法で納付すること。契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までにそれを証明する書類を提出すること。

9 契約の不締結

契約締結までに落札者について、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後であっても、提出書類等に虚偽の記載が明らかになった場合や受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合、及び契約者が9(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約者は損害賠償を納付しなければならない。なお、9中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

11 その他

- (1) 申請書等は、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月 30 日奈良県条例第 38 条）に基づき開示する場合がある。
- (2) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) その他定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 32 号）、奈良県会計規則（平成 7 年 3 月奈良県規則第 67 号）及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。
- (4) 「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症への対応のため、奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部及び新型コロナウイルス感染症対策本部の報告等に基づき、感染状況等を考慮し、3 週間前までに契約者と協議の上、本事業の一部若しくは全部を中止又は延期することがある。この場合、募集手続きの中止や委託事業者決定後の契約の取りやめ、契約締結後の当初の契約金額の範囲内での契約変更等を行う場合がある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。